

令和元年度不妊治療費の助成に関する調査結果

1 調査日 令和元年8月

2 対象 愛媛県内19市町(松山市除く)

3 結果 (1) 助成事業実施市町数 19市町 = 全市町

※下線部は4月調査時からの変更点

(2) 19市町の助成の状況(令和元年8月1日現在)

	今治市	宇和島市	八幡浜市	新居浜市	西条市	大洲市	伊予市	四国中央市	西予市	東温市	上島町	久万高原町
1 対象となる治療	特定不妊治療(体外受精及び顕微授精、男性不妊治療)	体外受精及び顕微授精(男性不妊を含む)	一般不妊治療:人工授精・特定不妊治療:体外受精・顕微授精、及び特定不妊治療の一環として行われた男性不妊治療	一般不妊治療:人工授精・特定不妊治療:体外受精・顕微授精、男性不妊治療	県が指定する医療機関において行われた特定不妊治療(体外受精・顕微授精)及び男性不妊治療	特定不妊治療(体外受精及び顕微授精、男性不妊治療を含む)	体外受精及び顕微授精(男性不妊を含む)	特定不妊治療(体外受精及び顕微授精、男性不妊治療を含む)	特定不妊治療(体外受精及び顕微授精、男性不妊を含む)	体外受精及び顕微授精(男性不妊治療を含む)	①一般不妊治療(医師が必要と認めた不妊の検査、タイミング法、ホルモン療法、薬物療法、排卵誘発法、人工授精) ②特定不妊治療(体外受精、顕微授精、男性の不妊治療)	体外受精及び顕微授精(男性不妊治療を含む)
2 助成金の上限額	体外受精・顕微授精は、1回の治療につき、5万円まで。 特定不妊治療に至る過程の一環としての男性不妊治療は、1回の治療につき、上限5万円まで。 (1回当たり5万円を上限として、治療に要した費用から愛媛県の助成金を差し引いた残りの金額の範囲内で助成する。)	治療に要した費用から、愛媛県の助成金を差し引いた残りの金額で、1回につき10万円まで。(治療内容によっては5万円まで) 男性不妊治療を行った場合は1回につき10万円まで。	一般不妊治療:対象経費に10分の5を乗じて得た額(1年度につき上限5万円) 特定不妊治療:治療に要した費用から県の助成金を差し引いた残りの額で、1回の治療につき5万円(初回の助成は10万円)。男性不妊治療を行った場合は、女性の特定不妊治療とは別に上限5万円。	一般不妊治療:人工授精に要した費用、上限5万円 特定不妊治療:治療に要した費用から愛媛県の助成額を引いた金額で、上限5万円	1回の治療につき、5万円まで。ただし、県からの助成金を引いた額で治療費の範囲内	1回の治療につき5万円まで。また、男性不妊治療を行った場合は1回につき5万円まで合わせて助成する。	1年度につき5万円まで。男性不妊治療についても別に1年度につき5万円まで。ただし、県からの助成金を引いた額で治療費の範囲内。	1回の申請につき、治療に要した費用から愛媛県の助成額を引いた金額で5万円まで	1回の治療につき5万円まで。ただし、下記C及びFの治療(※)については2万5千円まで。 初回に限り10万円まで。ただし、下記C及びFの治療(※)を除く。 男性不妊治療は1助成につき5万円まで。ただし、下記Cの治療(※)を除く。 いずれも県要綱による助成金を控除した額で治療費の範囲内。 (※)C治療:以前に凍結した胚を解凍しての胚移植 F治療:採卵したが卵が得られない、又は状態のよい卵が得られないため中止した治療	治療に要した費用から、県要綱による助成を控除した額とし、助成金額は1年度につき5万円を上限とする	1夫婦が1年度(4月1日から翌年3月31日まで)に支払った一般不妊治療費及び特定不妊治療費の自己負担分の額とし、10万円を上限とする。(ただし、愛媛県の助成を受けた場合は、助成を受けた額を控除した額)	1年度につき20万円を限度とする。ただし、県からの助成金を引いた額で治療費の範囲内。
3 対象者	法律上の婚姻関係にあり、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない、もしくは極めて少ないと医師に診断された夫婦 ①~⑤の要件すべてを満たすこと ①愛媛県の助成対象者であり、決定通知書を持っていること ②申請時に、今治市内に住所を有していること ③申請時に、申請者または配偶者のいずれかが1年以上今治市内に住所を有すること ④申請者及び配偶者のいずれも市税を滞納していないこと ⑤配偶者の一方が、すでに助成金の申請をしていない者であること ・本年度4月1日以降に治療が終了したもの	愛媛県の特定不妊治療費助成事業の対象者であり、愛媛県の助成事業を申請し、承認の決定を受けていること 夫婦のいずれかが宇和島市内に1年以上住所を有していること ・市税、国民健康保険料を滞納していないこと	①法律上の婚姻をしている夫婦で、夫婦のいずれかが申請時に八幡浜市内に1年以上住所を有していること ②市税等を滞納していないこと ③一般不妊治療助成は、人工授精を実施した日に妻の年齢が40歳未満であること ④特定不妊治療助成は、愛媛県特定不妊治療費助成事業の対象者であること。	すべてに該当する方 ・治療を実施した日の妻の年齢が43歳未満 ・夫婦のいずれも又はいずれか一方が新居浜市内に1年以上住所を有していること ・夫婦のいずれもが新居浜市市税等を滞納していないこと ・夫婦の前年の所得合計額が730万円未満	・愛媛県特定不妊治療費助成事業の対象者であること ・夫婦のどちらかが本市の住民基本台帳に記載されており、市内に1年以上住所を有していること ・市税等を滞納していないこと	(1)愛媛県特定不妊治療費助成事業の対象者であること (2)夫婦共に本市の住民基本台帳に記載されており、大洲市内に1年以上住所を有していること (3)市税を滞納していないこと (4)夫婦の前年の所得(1月から5月までの間の申請については、前々年の所得)の合計額が730万円未満であること (5)妻の年齢が、治療開始日において満43歳未満であること (6)治療が終了した年度内の申請であること	・愛媛県特定不妊治療費助成事業の助成金の交付を受けていること ・治療期間の初日における妻の年齢が43歳未満であること ・申請日の1年以上前から夫婦ともに伊予市に住所を有していること ・特定不妊治療を受けた期間に夫婦ともに伊予市に住所を有していること ・市税を滞納していないこと	①愛媛県の特定不妊治療費助成対象と認められた方 ②四国中央市に住所を1年以上有する者 ③市税、料金及び使用料等を滞納していない者	法律上の婚姻をしている夫婦であることを前提として ①県要綱による助成の決定を受けていること ②夫婦のいずれもが西予市内に住所を有し、夫婦のいずれも又はいずれか一方が、申請日の1年以上前から西予市に住所を有していること ③市税を滞納していないこと以上の①②③すべてに該当している西予市民	・法律上の婚姻をしている夫婦 ・愛媛県特定不妊治療費助成事業の対象者であること ・夫婦のうちいずれか一方が、東温市内に1年以上住所を有すること ・市税を滞納していないこと	①法律上の婚姻をしている夫婦であること ②夫婦のいずれかが上島町に1年以上住所を有し、引き続き定住の意思があること ③医療保険に加入していること ④町税の滞納がないこと ⑤特定不妊治療の助成を受ける場合にあっては、愛媛県特定不妊治療費助成事業による助成の決定を受けた者であること	以下のすべてに該当する方 ・愛媛県が実施する特定不妊治療費助成事業の対象者であること(治療の終了が平成31年4月1日以降であること) ・特定不妊治療を行った期間に夫婦ともに久万高原町に住所を有していること ・夫婦ともに申請日の1年以上前から久万高原町に住所を有していること ・町税を滞納していないこと
4 所得制限	前年(1月から5月までの申請の場合は前々年)の夫婦の所得合計額が730万円未満	前年(1月から5月までの申請の場合は前々年)の夫婦の所得合計額が730万円未満	前年(1月から5月までの申請の場合は前々年)の夫婦の所得合計額が730万円未満	夫婦の前年の所得合計額が730万円未満	前年(1月から5月までの申請の場合は前々年)の夫婦の所得合計額が730万円未満	前年(1月から5月までの申請の場合は前々年)の夫婦の所得合計額が730万円未満	前年(当該申請日が1月から5月までの申請の場合は前々年)の夫婦の所得合計額が730万円未満	前年(1月から5月までの申請の場合は前々年)の夫婦の所得合計額が730万円未満	前年(1月から5月までの申請の場合は前々年)の夫婦の所得合計額が730万円未満	前年(1月から5月までの申請の場合は前々年)の夫婦の所得合計額が730万円未満	夫婦の前年の所得(1月から5月までの間の申請については、前々年の所得)の合計額が730万円未満	前年(1月から5月までの申請の場合は前々年)の夫婦の所得合計額が730万円未満
5 助成回数	通算5回(年間助成回数制限なし) ・愛媛県の決定通知1通につき、1回の申請とする。	初回助成申請の治療開始時の妻の年齢が、40歳未満は通算6回まで、40歳以上43歳未満は通算3回まで。	一般不妊治療:通算2回(2年度まで) 特定不妊治療:初回助成申請の治療開始時の妻の年齢が、40歳未満は通算6回まで、40歳以上43歳未満は通算3回まで	一般不妊治療:通算2回(2年度まで) 特定不妊治療:治療開始時の妻の年齢が40歳未満・43歳になるまでに通算6回、治療開始時の妻の年齢が40歳以上43歳未満・43歳になるまでに通算3回	初回助成申請の治療開始時の妻の年齢が、40歳未満は通算6回まで、40歳以上43歳未満は通算3回まで、43歳以上はなし	初回助成申請の治療開始時の妻の年齢が、40歳未満は通算6回まで、40歳以上43歳未満は通算3回まで、43歳以上はなし	治療期間の初日における妻の年齢が40歳未満である時は通算6回まで、40歳以上である時は3回まで	初回助成申請の治療開始時の妻の年齢が、40歳未満は通算6回まで、40歳以上43歳未満は通算3回まで、43歳以上はなし	初回助成申請の治療開始時の妻の年齢が、40歳未満は通算6回まで、40歳以上43歳未満は通算3回まで、43歳以上はなし	年間1回 通算5年	①一般不妊治療:40歳未満。原則1回。ただし、上限額を超えない場合は、複数回を合算しての申請は可能。 ②特定不妊治療:初回助成申請の治療開始時の妻の年齢が、40歳未満は通算6回まで、40歳以上43歳未満は通算3回まで、43歳以上はなし。 ただし、平成25年度以前から治療助成を受けている夫婦で平成27年度までに通算5年以上の場合は対象外	初回助成申請時の妻の治療年齢が ①40歳未満→43歳になるまでに通算6回まで ②40歳以上43歳未満→43歳になるまでに通算3回 ③43歳以上→なし ただし、平成25年度以前から治療助成を受けている夫婦で平成27年度までに通算5年以上の場合は対象外
6 申請期限	県の決定通知を受けた日の属する年度内	愛媛県の特定不妊治療費助成事業の承認決定通知書の通知日から1年以内に申請が必要	治療が終了した年度内	一般不妊治療:治療を実施した年度内にまとめて1回申請 特定不妊治療:愛媛県の特定不妊治療費助成事業承認決定通知書発行日から1年以内に申請	治療が終了した年度内	治療が終了した年度内	治療が終了した年度内	治療が終了した年度内	治療が終了した年度内	治療が終了した年度内	不妊治療を受けた日の属する年度の翌年度の4月15日まで	治療が終了した年度内
7 申請窓口	今治市健康推進課(中央保健センター)、各支所住民サービス課	宇和島市保険健康課(母子保健係)	八幡浜市保健センター(母子保健係)	新居浜市保健センター	西条市中央保健センター	大洲市保健センター	伊予市保健センター	四国中央市保健センター	西予市健康づくり推進課または各支所生活福祉課	東温市川内健康センター・東温市役所健康推進課	上島町各保健センター(弓削保健センター、生名保健センター、岩城保健センター)	久万高原町保健センター
8 その他特記事項	・不育症治療費助成も実施。						・2019年度から不育症治療費助成も実施			・助成金額が5万円に満たない場合は、年度内であれば複数回をまとめて申請できる		